

# 子ども・子育て支援新制度における事業者向け説明会

日付：平成 30 年 3 月 15 日（木）

時間：14:00～16:30

会場：パシフィコ横浜会議センター  
メインホール

## 次 第

### 1 開会

### 2 議事

- |    |                 |           |
|----|-----------------|-----------|
| 1  | 連携施設の設定について     | 資料 I      |
| 2  | 連携施設への進級について    | 資料 I      |
| 3  | 公定価格            | 資料 II     |
| 4  | 向上支援費           | 資料 II     |
| 5  | 延長保育事業          | 資料 I      |
| 6  | 処遇改善等加算 I 及び II | 資料 III・IV |
| 7  | 補足給付事業について      | 資料 I      |
| 8  | 利用者負担について       | 資料 I      |
| 9  | 実費徴収の考え方        |           |
| 10 | 請求事務について        | 資料 I      |
| 11 | 保育士確保の取組        | 資料 IV     |
| 12 | 保育所委託費の弾力運用について | 資料 I      |
| 13 | 第三者評価・歯科検診      | 資料 I      |

### 3 閉会

#### 配付資料項目

- ・ 次第
- ・ 資料 I
- ・ 資料 II
- ・ 資料 III
- ・ 資料 IV
- ・ 留意事項

■お問い合わせ先

	議事内容	お問い合わせ先	
		担当課	電話番号
1	連携施設の設定について	こども施設整備課	045-671-4154
2	連携施設への進級について	保育・教育運営課 支給認定・利用調整	045-671-3990
3	公定価格*	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
4	向上支援費*		
5	延長保育について*		
6	処遇改善等加算Ⅰ及びⅡ*		
7	補足給付事業について*		
8	利用者負担について	保育・教育運営課 システム担当	045-671-2709
9	実費徴収について	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-2427
10	請求事務について ※請求明細作成ソフトに関するお問い合わせは 「請求明細作成ソフトヘルプデスクについて」を ご確認ください。	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
11	保育士確保の取組	保育対策課	045-671-4469
12	弾力運用について	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
13	第三者評価・歯科検診	保育・教育人材課	045-671-2397
	地域子育て支援事業について	子育て支援課	045-671-2705
	一時保育利用実績の提出について	保育対策課	045-671-4220
	施設・事業を運営する際の留意事項について	保育・教育人材課	045-671-2397
		保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
	休日保育について	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
	一時保育について		
	*の制度に関するお問合せ		

■本日の説明会資料のアップロード先

- ・横浜市子ども・子育て支援新制度 事業者の皆様へ(横浜市ウェブページ)  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/>

■その他、参考になるウェブページ

- ・新制度全般(内閣府ウェブページ)  
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

## 《給付担当からのお知らせ》

### ■横浜市請求明細作成ソフトヘルプデスクについて

横浜市が無償提供している請求明細作成ソフトのインストールや操作方法に関するお問い合わせに対応するための「請求明細作成ソフトヘルプデスク」を4月1日～3月31日の期間、開設します。横浜市の請求明細作成ソフトの操作に関してご不明な点は、下記電話番号へお問い合わせください。

なお、昨年度から電話番号及び開設期間・受付時間が変更となっていますので、ご注意ください。

#### <請求明細作成ソフトヘルプデスク>

請求明細作成ソフトの操作方法等に関するお問い合わせ専門

**0570-023555 ※昨年度から変更しています。**

(開設期間①) 平成30年4月1日～平成30年6月30日 9:00～17:00(8時間/日)

(開設期間②) 平成30年7月1日～平成31年3月31日 13:00～17:00(4時間/日)

※土日・祝日・年末年始を除く

給付事務に関するお問い合わせ先については資料Iの「請求事務の概要等について」をご覧ください。

#### <請求明細作成ソフト研修資料>

横浜市HP <http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/seikyusoft-kensyu.pdf>

#### <請求明細作成ソフトマニュアル>

横浜市HP <http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/seikyusoft.html>

### ■ 出納整理期間(4～5月)における留意事項について【既設園向け】

以下の項目は、既設園(平成29年度以前に開設した施設・事業所)を対象とした説明になります。新設園(平成30年4月1日開設)の方は、参考程度にお読みください。

#### ア 4月の請求事務フロー(3月分請求)について

**4月はエラーフローがありません。**3月分のデータ送信忘れ等にご注意ください。

#### イ 過誤申立書・過誤再請求の事務処理について

出納整理期間の過誤申立に係る事務処理については、次のとおり取り扱う予定です。

過誤再請求については、各月エラーフローでの処理を原則としていますが、4月のみ早期フロー及び通常フローでの処理を受付いたします。**再請求のデータ送信は4月通常フローまでに完了させてください。**

	事務処理
4月4日	4月通常フローまでに処理する <b>過誤申立書の提出期限</b> とさせていただきます。
4月5日 ～5月14日	過誤申立書の処理を停止します。
5月15日～	過誤申立書の処理を再開します。

#### ウ 平成 29 年人事院勧告について

特定教育・保育施設等に係る公定価格について、平成 29 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた保育士等の待遇改善（保育士等人件費+1.1%）を行うための必要な予算が盛り込まれた、平成 29 年度補正予算案が 2 月 1 日に成立しました。

これに伴い、公定価格単価が改定され、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用することになります。今後の手続き等の概要は以下エ、オのとおりです。

#### エ 改定後単価の適用時期と請求ソフトのアップデートについて

本市においては 4 月早期フローの請求データ受付開始日の 3 月 26 日より、改定後の単価での請求及び審査を実施する予定です。また、それに伴い請求ソフトのバージョンアップを行いますので、ソフト起動時にアップデートのメッセージが表示されましたら、メッセージに従ってアップデートを行ってください。横浜市以外のソフトをお使いの場合のアップデート方法等についてはベンダー各社にお問い合わせください。

#### オ 改訂後単価での差額計算処理について

4 月中旬に改定後単価での差額（平成 29 年 4 月～2 月分）を本市で計算し、各施設・事業所に郵送で通知の上、5 月頃に精算を行います。

なお、3 月エラーフローデータ締切時に過誤申立書が提出済み、かつ再請求データが未送信の明細については、今回の差額計算処理の対象に含まれません。その場合、4 月早期フロー以降に過誤再請求を行うことで、当該対象月については差額精算も併せて行われます。

#### カ 平成 28 年人事院勧告に伴う職員配置加算の差額相当分の過払いについて

平成 29 年 5 月 10 日こ保運第 377 号「平成 28 年人事院勧告に伴う職員配置加算の差額相当分の請求事務について」に基づきお支払した職員配置加算の人勧差額相当分について、「平成 28 年度は市外受託児童が在籍していなかったのに差額が支払われている。平成 27 年度に在籍した市外受託児童の差額が算定されているのではないか」とのご指摘を、複数の施設から受けておりました。

調査の結果、人勧差額精算の対象となる児童を抽出する際のシステム設定に誤りがあり、ご指摘のとおり的事象が発生していたことが判明しました。ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、対象施設には順次お知らせさせていただき、上記平成 29 年人事院勧告に伴う差額精算（オ）を行う際、相殺させていただく予定です。

#### キ 未相殺額精算に係る納付書発行手続きについて

過誤申立てのあった給付費等は月々の請求額から相殺し精算を行っていますが、4 月通常フロー終了時点で相殺できなかった金額（未相殺額）については、給付担当から納付書を発行しますので、返金対応をお願いいたします。

#### ク 請求データの受付期間停止について

新年度請求に対応するため、本市請求データ受付用サーバーのメンテナンスを行う関係上、平成 30 年 4 月 12 日～平成 30 年 4 月 15 日までの間、請求データの受付を停止する予定です。当期間におかれましては、請求データの送信ができませんので、ご注意ください。

《お知らせ》

「要援護者施設における避難確保計画の作成について（ご依頼）」（こ保運第 2551 平成 30 年 2 月 28 日）を該当の施設・事業所にお送りしましたが、計画の提出先及び施設掲示用避難確保計画概要版については、保育・教育運営課運営指導係 045-671-3564にご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、施設掲示用避難確保計画概要版ひな形については、以下HPに掲載しています。

<URL>

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/oshirase/20171110105202.html>



# 職員処遇改善費についての御質問

◆職員処遇改善費についてご質問がある場合は、ご記入の上、お帰りの際に出口に設置する回収箱に御提出ください。

◆本日いただいたご質問は、取りまとめた後随時ホームページに掲載いたしますのでご確認ください。

区名： \_\_\_\_\_ 施設・事業所名または設置者名： \_\_\_\_\_

施設・事業種別： \_\_\_\_\_

## 1 職員処遇改善費に関する質問

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 2 その他

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....